

横浜市民間公衆喫煙所設置等補助金交付要綱

制定 令和 7 年 6 月 1 日

資街 第 187 号 副市長決裁

(総則)

- 第 1 条 この要綱は、民間事業者が設置・運営する一般開放可能な公衆喫煙所（以下「民間公衆喫煙所」という。）の設置及び維持管理に対し、横浜市（以下「市」という。）が補助を行うことについて定め、民間公衆喫煙所の普及による喫煙者而非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。
- 2 この要綱は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 喫煙所 専ら喫煙をするための施設をいう。
- (2) 供用開始日 補助事業の完了後、供用を開始する日をいう。

(補助対象者)

- 第 3 条 補助を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する民間公衆喫煙所を設置するものとする。
- (1) 市内の建物を所有又は使用する者
- (2) 市内の土地を所有又は使用する者
- (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項に定めるもののほか、対象者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。
- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、横浜市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び横浜市税を含む地方税を滞

納している又は未申告である事業者でないこと。

（対象の民間公衆喫煙所）

第4条 補助の対象となる民間公衆喫煙所は、次の条件のすべてに適合するよう整備を行わなければならない。

- （1）無償で一般に開放され、誰もが利用できること。
- （2）概ね1日9時間以上かつ週5日以上供用すること。
- （3）供用開始後、5年以上継続した運営が見込めること。
- （4）床面積が5平方メートル以上であること。
- （5）設置する場所が、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」第8条に規定する路上喫煙禁止地区内（予定地含む）にあること。
- （6）道路または公共的通路（建物内の通路で誰もが自由に通行できるところをいう。）から直接出入りできること。
- （7）道路等に面していない場合は、建物内の喫煙所の位置について建物入り口に案内掲示があること。
- （8）店舗に併設する場合は、店舗部分と壁などで明確に区画されていること。
- （9）清掃等を行い清潔な環境を保つとともに、利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をすること。
- （10）出入口を開放した際の開口面において、喫煙所内に向かう気流が0.2m/秒以上確保される換気扇等を設置すること。ただし、喫煙所内から非喫煙スペースに、たばこの煙が流出しない他の対策が取られている場合は、この限りではない。
- （11）健康増進法（平成14年法律第103号）や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成27年12月28日条例第100号）など関係法令等および「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。
- （12）法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

（対象経費）

第5条 補助対象となる経費は、喫煙所の設置にかかるものについては別表1に定め、維持管理にかかるものについては別表2に定める。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まないこととする。

3 事業計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区別が明確に区分できないものは補助対象経費から除外する。

4 申請者は、補助対象事業に係る物品の購入等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運

営上、困難又は不適當である場合は、同条ただし書きを適用できることとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、民間公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置費」という。）を申請する場合は、横浜市民間公衆喫煙所設置費補助金交付申請書（第1－1号様式）を、維持管理に係る経費（以下「維持管理費」という。）を申請する場合は、横浜市民間公衆喫煙所維持管理費補助金交付申請書（第1－2号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。

3 第1項の規定による申請を行うことができる期間は次のとおりとする。

（1）設置費の補助を受けようとする場合 設置工事等の着手前まで

（2）維持管理費の補助を受けようとする場合

ア 補助を申請する最初の年度又は前年度に申請をしていない場合にあっては、補助を受けようとする供用開始前まで

イ 申請する年度の前年度に既に補助を受けている場合にあっては、原則として申請する年度の4月10日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成3年12月25日条例第54号）第1条の休日にあたるときは、当該休日の直前の平日）まで

4 設置費の交付申請は、再度の申請をすることはできない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

5 維持管理費の交付申請は、当該民間公衆喫煙所を設置した年度の翌年度以降も申請することができる。ただし、各年度の末日である3月31日をもって事業終了とし、実績報告は速やかに提出するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容について速やかに審査し、補助対象事業が補助金の交付に適合すると認めたときは、横浜市民間公衆喫煙所補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

3 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとしたときは、横浜市民間公衆喫煙所補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、横浜市民間公衆喫煙所補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは横浜市民間公衆喫煙所補助金変更承認申請書(第5号様式)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは横浜市民間公衆喫煙所補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)を、市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、横浜市民間公衆喫煙所補助金変更等承認書・不承認書（第7号様式）により補助事業者へ通知する。

3 第1項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

- (1) 補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助金の対象となる経費が減額となる場合で、減額する金額が7条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の10に満たないとき
- (2) 製造元等の機種更新等により、実際に導入する設備が、補助金の交付を申請した際に導入を予定していた設備の同等品以上のものとなるとき

(実績報告)

第10条 補助事業者は、交付決定のあった年度内において補助対象事業を完了し、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了後速やかに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置費に係る報告書：横浜市民間公衆喫煙所補助金実績報告書（設置費）（第8-1号様式）及び別表4に掲げる必要書類
- (2) 維持管理費に係る報告書：横浜市民間公衆喫煙所補助金実績報告書（維持管理費）（第8-2号様式）及び別表4に掲げる必要書類

※ 維持管理費については、補助事業が継続して行われている場合、各年度末（3月31日）をもって報告対象期間とする。

(交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、横浜市民間公衆喫煙所補助金額確定通知書（第 10 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第 6 条で規定する期日までに交付申請書を提出できなかった場合
- (4) 第 7 条第 2 項の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) 第 8 条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (6) 補助金交付決定兼交付額確定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反した場合
- (7) 市長の指示に違反した場合

2 前項の規定は、補助金交付後においても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の取消しをしたときは、横浜市民間公衆喫煙所補助金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を求めなければならない。

5 当該補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じる場合は、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて納付させることとする。ただし、申請者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合は、この限りではない。

(取得財産の管理・運用・調査)

第 13 条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。ただし、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について一切の保障はしない。

2 補助事業者は、次条第1項により処分が制限される財産について、第11条の規定による交付額の確定の通知の日から次の各号に定める時点のいずれか短い方を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）は、適切に維持管理しなければならない。

（1）5年

（2）災害又は火災により損壊したとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

3 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。また、この要綱による補助金の交付を受けようとする者又は補助事業者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならず、処分制限期間内に取得財産を処分する場合、あらかじめ横浜市民間公衆喫煙所補助金財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、喫煙所の設置に対し交付した補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

2 市長は、第1項の申請を受け付けたときは、横浜市民間公衆喫煙所補助金財産処分承認書または不承認書（第13号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認にあたり、別表5の左欄に掲げる経過期間に応じ、右欄に定める金額の返還納付等を条件として付すものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

4 前項の返還金の額の算定において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

5 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め又は関係職員によって随時調査をすることができる。

（帳簿等の保存義務）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類を、補助金の交付を受けた日から5年間保存しなければならない。

第5条

別表1（設置費）

面積	上限額	対象経費（設置費に限る）	補助率
5 m ² 以上 10 m ² 未満	400 万円	工事費、設備費、備品費、機械 装置費	10 割
10 m ² 以上 15 m ² 未満	600 万円		
15 m ² 以上 20 m ² 未満	800 万円		
20 m ² 以上	1,000 万円		

別表2（維持管理費）

上限額	対象経費（維持管理費に限る）	補助率
年額 200 万円 ※ただし、補助決定期間が1 年間に満たない場合は、200 万円を12で割った金額 （16.67万円）に決定月数 （1か月に満たない月がある 場合は、当該月については日 割りで算出）を乗じた金額算 出し、上限とする。	電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、 清掃・ごみ処理委託経費等、賃料 （供用開始日から5年間に限る。）	10 割

第6条

別表3

1 設置費を申請する場合

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）工事見積書（写し）
- （4）施設及び設備の仕様及び外形図
- （5）施設及び設備の設置（予定）場所を示す位置図
- （6）施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写し可）
- （7）対象区域の消防署に事前に相談したことがわかる記録

2 維持管理費を申請する場合

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書

第 10 条

別表 4

1 設置費を報告する場合

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む）
- (4) 横浜市民間公衆喫煙所補助金請求書（第 9 号様式）及び領収書又は振込金受取書の写し
- (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第 3 号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (6) 喫煙施設及び設備の完成引渡書の写し
- (7) 喫煙施設を設置した場所を示す位置図
- (8) 建物内外主要部分の写真
- (9) 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類
- (10) 防火対象物の使用開始届出に基づく検査結果通知書又は当該届出書の写し
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 維持管理費を報告する場合

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む）
- (4) 補助事業の請求書（第 9 号様式）、領収書又は振込金受取書の写し
- (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第 3 号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

第 14 条

別表 5

区分	取消割合
4 年以上 5 年未満に事業を廃止	補助総額の 1 / 5 に係る交付決定を取り消す。
3 年以上 4 年未満に事業を廃止	補助総額の 2 / 5 に係る交付決定を取り消す。
2 年以上 3 年未満に事業を廃止	補助総額の 3 / 5 に係る交付決定を取り消す。
1 年以上 2 年未満に事業を廃止	補助総額の 4 / 5 に係る交付決定を取り消す。
設置完了前の中止、取消し又は 1 年未満に事業を廃止	補助決定の全部を取り消す。